

## ソフトバリアフリー実証実験 協力者募集要領

### 1 要領の目的

東京都は、「3つのシティ」の1つに「ダイバーシティ」を掲げており、「誰もがいきいきと生活できる、活躍できる都市・東京」を目指して様々な政策を展開しているところです。

それら政策の一環として、東京 2020 大会及びレガシーを見据えた各種バリアフリー関連の施策を実施しており、ハード面でのバリアフリー対策を進めるとともに、高齢者や障害者等への一層の理解を図り、相互に助け合う気運を醸成するソフト面でのバリアフリー対策も必要とされています。

都は、様々なソフト面でのバリアフリー対策のうち、国の施策として推進されている「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画 ([平成 29 年 2 月 20 日 ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議](#))」でも記載されている「心のバリアフリー<sup>1)</sup>」に着目し、その実現方法の1つとして、ICT を有効活用することが期待されていることから、都は、IoT や AI などの各種 ICT 要素技術に加え、UI / UX などを含むアプリケーションやサービス等を用いたソフト面でのバリアフリー対策について、その実現性や有用性等を検証することといたしました。

本要領では、都が指定するフィールド等を活用し、高齢の人や障害のある人、乳幼児を連れた人、外国人などの一定の配慮等を必要とする方（以下「要配慮者」と言う。）と要配慮者に声をかけ、サポートする方（以下「サポーター」と言う。）をマッチングするアプリケーションやサービスの有効性等を検証する実証実験を行うため、協力者を公募する事項を定めるものです。

### 2 事業概要

#### (1) 事業目的

「心のバリア」を低減し、助け合いの機運醸成を目的として、都が指定するフィールド等において、本事業の協力者とともに実証実験を行います。

具体的には、都が指定するフィールド等においてビーコン等の位置情

---

<sup>1)</sup>「バリアフリー」は、建築分野において段差等の物理的障壁の除去を指すことが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去という意味でも用いられる。この中でも「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことである。

報を把握する仕組みを活用して、参加事業者が作成・提供する要配慮者とサポーターのマッチングアプリやサービスの有効性・可能性等を検証することとし、以下の事項について明らかにすることを想定しています。

- 助け合いを促進するサービスに必要な ICT 機能要件の洗い出し
- サポーターが参加しやすい技術的な仕組みの模索
- 技術的な課題の洗い出し(位置情報の精度、物理的な制約条件など)
- サービスモデルの有用性や安全性の検証

また実験終了後、各事業者には実験結果をとりまとめて頂いた上で、その結果を都に提供いただきます。

## (2) 公募対象

要配慮者とサポーターをマッチングするアプリやサービスを実証実験の期間内に必要な検証等を実施することが可能な協力者を募集します。

## (3) 対象エリア (予定)

別紙2に定めるエリアを対象とします。都が指定する対象以外のエリアを実証実験に含める場合は、協力者が自ら関係施設管理者と調整を行う前提で、都と協議の上、実証実験の範囲として含めることを認めます。

## (4) 実証実験の期間 (予定)

平成31年2月1日から平成同年同月28日まで(原則、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の1か月間のうち、協力者が実験に必要とし、かつ都が認める期間に実証実験を実施していただきます。時間帯は10時から20時までの間で、応募者より提案いただきます(詳細は検証テーマ及び実証実験内容を踏まえて、都と協議の上決定するものとします)。

複数協力者間で希望する実験日程が重なる場合など日程調整が必要な場合は、都が各協力者と個別に協議を行い、合意した時期にて実証実験を行っていただきます。

## (5) 事業の前提

実施に当たっては、次の事項を遵守してください。

- ア 実証実験に使用するシステム環境の管理は、協力者の責任において行ってください。
- イ 実証実験中に寄せられる事業への質問や苦情に対して、協力者は、回答の作成等において都を支援するものとします。

- ウ システム障害等が発生した際の緊急連絡先を企画提案書及び実施計画書に記載してください。
- エ 応募、実証実験の実施及び報告に伴い発生する費用は協力者が負担することとし、都はいかなる費用も負担しません。ビーコン等、新たに機器設置を行う必要がある場合についても、協力者負担で調達・設置してください。
- オ 機器設置等が必要な場合、設置要件及び作業等における諸条件（作業時間、各種申請手続き等）については、都及び協力者との協議の上決定します。
- カ 実証実験で利用するデータは都と共有することとします（データを都へ提供する際は、個人情報を除いた情報としてください。）。また、都から提供した資料及びデータについて、都の許可を得ることなく第三者への開示、転載、掲載を行うことを禁止します（詳細は都と協議の上、協定に定めることにします。）。
- キ 要配慮者およびサポーターの参加を促す必要がある場合、自ら広報などの活動を行ってください。
- ク 都が定める期日までに、報告書を提出してください（詳細は都と協議の上定めることとします。）。
  - ※ 報告書については、都と協力者で協議の上、本実証実験に協力した施設管理者等の関連事業者と共有することがあります。
- ケ 都内でのマッチングアプリの提供やサービス開始を目指した計画を提示してください。
- コ マッチングアプリやサービスの開発を自ら主導し、サービス提供主体として参加してください。一括再委託の場合は応募できません。

### 3 応募者の資格

応募者は次の（１）～（５）の全ての事項を満たすものとします。

- （１）地方自治法施行令（昭和 26 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規程に該当しない者であること。
- （２）東京都競争入札参加資格者指名停止等取扱要綱（平成 18 年 4 月 1 日付 17 財経総第 1543 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- （３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条及び第 30 条の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- （４）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- （５）事業の実施能力を有する者であること。

## 4 応募方法

### (1) 応募様式等

#### ア 応募申請

次の書類を1部提出してください。

- (ア)「ソフトバリアフリー実証実験 協力者（応募・辞退）申請書（様式1）（以下「様式1」という。）」

受付期間は、「5 提案書の審査及び協力者の選定（3）」に定められた期日のおりとしします。

※様式1の提出は、その後の応募を拘束するものではありません。様式1提出後に辞退する場合は、様式1（辞退申請書）を「5 提案書の審査及び協力者の選定（3）」に定められた期日までに提出し、辞退する意向を明らかにしてください。

#### イ 提案書類

次の書類を提出してください。

- (ア)「ソフトバリアフリー実証実験 協力者応募に係る誓約書（様式2）（以下「様式2」という。）」1部

- (イ)「企画提案書（様式3）（以下「様式3」という。）」8部

- (ウ)「プレゼンテーション資料」8部

※A4版・横置き、横書き、両面刷り、20頁以内の範囲内で自由様式とします。動画がある場合は、キャプチャを1枚程度プレゼンテーション資料に含める形で提出し、電子データについては動画データ全てを提出してください。また、10分間のプレゼンテーションで全て説明できる分量としてください。

※（イ）及び（ウ）には、企業名、製品名及びそれらを連想させる名称は記載しないでください。

※（ア）から（ウ）については、フォントサイズは10.5以上としてください。また持参いただく際はA4版としてください。

### (2) 提出先

下記住所まで持参してください。

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎13階中央  
（東京都総務局情報通信企画部企画課（情報通信施策推進担当））

なお、持参後、都から示された方法により、電子データでの提出を併せてしてください。

### (3) 応募後の取扱い

- ア 提出書類は、返却、引き換え、変更、加除修正、取消しをすることができないものとします。
- イ 提出書類は、企画提案の選定以外には無断で使用しません。
- ウ 提出書類は、選定作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。
- エ 提出書類を対象エリアの施設管理者などを含む関係者に供することがあります。

### (4) 質問等

本募集要領及び提出書類に関して質問がある場合は、別に定める質問書（様式4）により、次のとおり受け付けます。

なお、様式1を提出し、応募の意思を表明した者のみ質問を受け付けます。

#### ア 質問受付期間

「5 提案書の審査及び協力者の選定（3）」に定められた期日のとおり

#### イ 質問方法

E-mail に質問書を添付してください。

#### ウ 提出先

下記8により指定されたメールアドレスへ提出してください。

#### エ 提出の際のルール

メール送付の際、件名は次のとおりとしてください。

【実証実験質問】（6ケタの送信年月日）（事業者等所属名）

例）【実証実験質問】3010XX 東京都

#### オ 質問に対する回答

質問とそれに対する回答を一覧にして、様式1を提出し、応募の意思を明らかにした者全てにE-mailにて送付します。

カ 質問受付期間外の質問及び提出の際のルールに則していない質問は受け付けないことがあります。

## 5 提案書の審査及び協力者の選定

### (1) 審査方法

企画提案を審査するために「実証実験等協力者選定審査委員会（以下「委員会」という。）」を構成し、別に定める評価基準（別紙1）に基づき総合的に審査します。

### (2) プレゼンテーション及びヒアリング

提出された企画提案書等に基づき、下記のとおり企画提案者によるプレゼンテーション及び委員会によるヒアリングを行います。詳細については別途応募者宛に通知します。

ア 日時

「5 提案書の審査及び協力者の選定（3）」に定められた期日のとおり

イ 場所

東京都庁舎内会議室

ウ 出席者及び所要時間

5名以内で、20分間（説明10分間、質疑応答10分間）とする。

エ その他

（ア）プレゼンテーションでは、都が用意するプロジェクター、スクリーン及びVGAケーブルは使用できるものとします。ただし、準備に係る時間も説明時間（10分）に含めることとします。

（イ）プレゼンテーション及びヒアリングの内容は、企画提案書に含めて審査対象とし、協定書等へ反映するものとします。

（3）選定のスケジュール

次の日程で選定を行います。

ア 公募開始 平成30年11月16日（金曜日）

イ 応募届の受付 平成30年11月16日（金曜日）から同年11月21日（水曜日）正午まで

ウ 質問の受付 平成30年11月16日（金曜日）から同年11月21日（水曜日）正午まで

エ 上記質問に対する回答 平成30年11月22日（木曜日）（予定）

オ 様式1（辞退申請書）の受付 平成30年11月16日（金曜日）から同年同月27日（火曜日）正午まで

カ 企画提案書の受付 平成30年11月16日（金曜日）から同年11月30日（金曜日）正午まで

キ プレゼンテーション及びヒアリング 平成30年12月中旬（予定）

ク 協力者の選定・通知 平成30年12月中旬（予定）

（4）協力者の選定

ア 選定方法

協力者は、企画提案書等提案書類並びにプレゼンテーション及びヒアリングの内容から、別に定める評価基準（別紙1）と照らし、上位から最大4社を採用します。

イ 審査結果及び選定結果

(ア) 通知期日

「5 提案書の審査及び協力者の選定（3）」に定められた期日のとおり

(イ) 通知

提案された全ての企画提案書の得点を提案書の提出者ごとに一覧表にし、全ての企画提案者に書面により通知します。審査に対する個別の問合せには対応しません。

(5) 審査の考え方

別紙1「ソフトバリアフリー実証実験協力者応募企画提案書評価基準」のとおり。

6 協定の締結

協力者に選定された者は、都が用意する次に掲げる全ての事項を含む協定を都と締結するものとします（協定内容は、本要領の内容を基本とします。）。

- (1) 実施計画に関すること
- (2) 運営体制に関すること
- (3) 個人情報保護に関すること
- (4) 秘密保持に関すること
- (5) 誓約書の順守に関すること

7 注意事項

- (1) 提出書類は一切返却を行いません。また、提出書類は、都の保存期間終了後、適切に廃棄処分します。
- (2) 応募に係る費用は応募者による負担とし、都はいかなる費用も負担しません。
- (3) 提出書類を作成するに当たり、都から提供した資料の内容は、公表されているものを除き、第三者への漏えいを禁止します。また、当該資料は、公表されているものを除き、提出の際都へ返却するものとします。
- (4) 提案が採用された場合、都と綿密な連絡・調整を行い、本事業の目的を十分反映するものとします。なお、採用された提案について、都は協力者と協議の上、その一部を修正することができるものとします。
- (5) 電子データで提出するものは、Microsoft Office で閲覧が可能な形式及びPDF形式としてください。
- (6) 本件に係る公募の手續、都との協議及び提出物に使用する言語は日本語に限ります。
- (7) その他疑義が生じた場合は、都と協議するものとします。

8 担当

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 都庁第一本庁舎 13 階中央  
東京都総務局情報通信企画部企画課（情報通信施策推進担当）

電話 03-5320-7930

FAX 03-5388-1250

E-mail [S0000013@section.metro.tokyo.jp](mailto:S0000013@section.metro.tokyo.jp)